

第四次総合特別事業計画（抄）

当資料では、2021年8月に認定を受けた第四次総合特別事業計画から変更があった項目のみを記載し、変更箇所を赤字とした。

2021年8月4日（認定）

2021年10月26日（変更認定）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

東京電力ホールディングス株式会社

<目次>

目次中の赤字は変更があった項目

1. 第四次総合特別事業計画（四次総特）の基本方針	3
(1) 背景	3
(2) 新々・総特策定以降の振り返りと四次総特の基本方針	5
2. 事業戦略	16
I) 福島事業	16
(1) 総論	16
(2) 賠償	17
(3) 廃炉	21
(4) 復興と廃炉の両立	31
(5) 復興	33
II) 経済事業	38
(1) 総論	38
(2) 小売事業（東京電力エナジーパートナー）	41
(3) 送配電事業（東京電力パワーグリッド）	48
(4) 原子力事業	55
(5) 燃料・火力事業等（東京電力フュエル&パワー）	65
(6) 再生可能エネルギー事業（東京電力リニューアブルパワー）	68
(7) 新規事業領域	73
III) 事業基盤	79
(1) 総論	79
(2) 人財	80
(3) 組織	81
(4) 事業創出に向けた経営基盤の構築	82
(5) DX・システム	83
(6) 資金の確保	85

3. 資産及び収支の状況に係る評価	87
(1) 収支の見通し	87
(2) 資産と収支の状況に係る評価	92
4. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力要請	93
(1) 経営責任の明確化のための方策	93
(2) 金融機関及び株主への協力要請	93
5. 資金援助の内容	96
(1) 東京電力ホールディングスに対する資金援助の内容及び額	96
(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源	97
6. 機構の財務状況	98

1. 第四次総合特別事業計画（四次総特）の基本方針

<略>

2. 事業戦略

I) 福島事業

(1) 総論

<略>

(2) 賠償

① 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための基本的な考え方

<略>

② 原子力損害の状況と要賠償額の見通し

被災者賠償、除染・廃棄物、中間貯蔵に必要な資金規模は13.5兆円¹に上る。これまでに合計約10.1兆円をお支払いしてきた。

また、現時点で可能な範囲において、合理性を持って確実に見込まれる賠償見積額を算定した結果、要賠償額の見通しは12兆5,018億4,900万円となっている。

なお、東電は、実際の賠償支払いの実績を踏まえて賠償額を算定することが必要な項目等について、時間の経過とともに要賠償額が更に増加せざるを得ないような場合には、今後とも、賠償の支払いに支障が生じることのないよう、機構に対し所要の資金援助を求めていく。

¹ 東電委において「確保すべき資金」として示されたものであり、機構及び東電が行った見積もりではない。

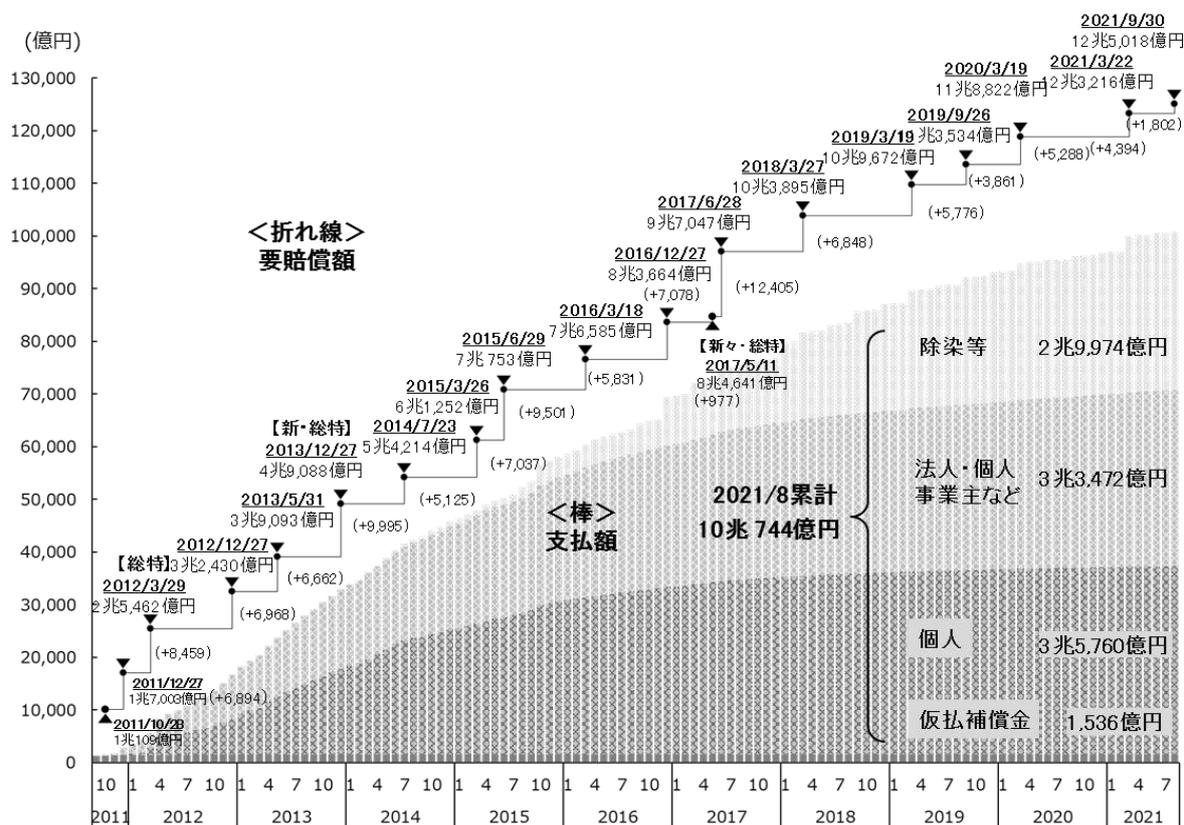
【項目別賠償額】

	要賠償額 (今回変更計画)	賠償合意実績 ^{※1} (2021年8月末現在)
I. 個人の方に係る項目	20,803億円	20,022億円
検査費用等	3,470億円	2,791億円
精神的損害	10,992億円	10,910億円
自主的避難等	3,625億円	3,625億円
就労不能損害	2,715億円	2,695億円
II. 法人・個人事業主の方に係る項目	32,304億円	31,163億円
営業損害、出荷制限指示等による損害及び風評被害	24,669億円	24,276億円
一括賠償（営業損害、風評被害等）	3,306億円	2,594億円
間接損害等その他	4,328億円	4,292億円
III. 共通・その他	22,401億円	19,566億円
財物価値の喪失又は減少等	15,401億円	14,601億円
住居確保損害	6,750億円	4,714億円
福島県民健康管理基金	250億円	250億円
I～III. 被災者賠償 小計	75,509億円	70,752億円
IV. 除染等^{※2}	49,508億円	29,974億円
合計	125,018億円	100,727億円

※1 振込手続き中の方も含まれるため、これまでのお支払金額とは一致しない。

※2 閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの。

【賠償支払額及び要賠償額の推移】



(3) 廃炉

<略>

(4) 復興と廃炉の両立

<略>

(5) 復興

<略>

II) 経済事業

<略>

III) 事業基盤

<略>

3. 資産及び収支の状況に係る評価

<略>

4. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力要請

<略>

5. 資金援助の内容

(1) 東京電力ホールディングスに対する資金援助の内容及び額

要賠償額の見通しが12兆5,018億4,900万円となったため、機構は東電に対し、当該要賠償額から原子力損害の賠償に関する法律第7条第1項に規定する賠償措置額として既に東電が受領している1,889億2,666万円²を控除した12兆3,129億2,233万円³を損害賠償の履行に充てるための資金として交付する。

表：これまでの要賠償額・資金援助額の推移

資金援助の申請年月日	要賠償額	資金援助額（累計）
2011年10月28日	1兆109億円	8,909億円
2011年12月27日	1兆7,003億円	1兆5,803億円
2012年3月29日	2兆5,462億円	2兆4,262億円
2012年12月27日	3兆2,430億円	3兆1,230億円
2013年5月31日	3兆9,093億円	3兆7,893億円
2013年12月27日	4兆9,088億円	4兆7,888億円
2014年7月23日	5兆4,214億円	5兆3,014億円
2015年3月26日	6兆1,252億円	5兆9,362億円
2015年6月29日	7兆753億円	6兆8,864億円
2016年3月18日	7兆6,585億円	7兆4,695億円
2016年12月27日	8兆3,664億円	8兆1,774億円
2017年5月11日	8兆4,641億円	8兆2,752億円
2017年6月28日	9兆7,047億円	9兆5,157億円
2018年3月27日	10兆3,895億円	10兆2,006億円
2019年3月19日	10兆9,672億円	10兆7,783億円
2019年9月26日	11兆3,534億円	11兆1,644億円
2020年3月19日	11兆8,822億円	11兆6,932億円

² 原子力損害賠償補償契約に関する法律第2条に定める原子力損害賠償補償契約に基づき、2015年3月4日に受領した福島第二原子力発電所事故に対する賠償に係る補償金68,926,669,425円を含む。

³ 万円未満の端数は切り捨てている。

2021年3月22日	12兆3,216億円	12兆1,327億円
2021年9月30日	12兆5,018億円	12兆3,129億円

(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源

<略>

6. 機構の財務状況

<略>